

説明会においていただいた主なご質問及びご要望等

説明会では、お集まりいただきました皆様から、たくさんの貴重なご質問及びご要望等をいただきました。

この度、いただきました主なご質問及びご要望等を次のとおりまとめました。なお、回答中の※印については、住民説明会後に検討した結果を記載しております。

皆様からのご質問及びご要望等については、大阪市として真摯に受け止め、今後、事業を進めていくうえで活かしてまいりたいと考えております。引き続き、大阪市下水道行政へのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

主なご質問及びご要望等

【1. 土壌汚染・粉じん対策について】

- ✓ 3 系敷地内だけでなく、排流渠築造箇所（説明会配布資料 P. 25 参照）にも土壌汚染があるが、そこを掘る時の土壌汚染対策はどうするのか。
- ✓ 排流渠築造箇所の道路横断部での施工期間はどれくらいか。

（回答） 排流渠築造箇所は下水処理場敷地内と道路横断部に位置しており、下水処理場敷地内は 3 系敷地内と同様の対応を行う予定です。また、道路横断部については、警察との道路規制協議の関係もあり、施工方法について検討中です。今後、施工期間も含めて詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

- ✓ 土壌汚染に伴い、悪臭が発生するのか。人体に有害なのではないか。

（回答） 土壌汚染調査により検出された汚染物質の種類及びその含有量では、汚染物質そのものから悪臭が発生することはないと思われま。

なお、土壌汚染の有無にかかわらず、どのような土壌の掘削でも臭気は発生する可能性があります。人体に有害ではないと考えております。

- ✓ 3 系敷地内の一部盛土層でも土壌汚染が見られるが、旧地盤の汚染が、地下水とともに盛土層まで浸食しているのか。

（回答） 本地域は盛土層よりも深い位置に地下水位が存在しているため、地下水経由での汚染のおそれはなく、盛土した土の一部がそもそも汚染していたと考えられます。

- ✓ 説明会配布資料 P. 16 の表において、3 系敷地外におけるダイオキシン類の調査を行っていないが、その理由は。

（回答） 地歴調査の結果、3 系敷地外の調査範囲は廃棄物焼却炉等のダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設があった事実は確認されず、ダイオキシン類の調査が必要な土地ではないと判断したため、調査を行っておりません。

【2. 環境監視（環境モニタリング）について】

- ✓ 説明会配布資料 P. 46 において、環境監視の管理基準値の設定について、住民の意見を入れ込むことはできるのか。

（回答） 環境監視の管理基準値は、法令等に基準値がある項目はそれに準じ、ない項目は有識者の意見を聴取したうえで、市が決定いたします。なお、市が定めた管理基準値を踏まえて、事業者が設定する自主管理値については、住民の皆様に改めてご説明しますので、その際にご意見を頂戴できればと考えております。

【3. 上部利用施設・場内整備について】

- ✓ 説明会配布資料 P. 8 において、上部利用施設については、水処理施設完成時（平成 35 年 5 月）には市民に開放していくのか。

（回答） 上部利用施設整備は、本事業には含まれず、水処理施設完成後に別途工事にて整備いたします。従って、水処理施設完成時（平成 35 年 5 月）に市民の皆様に開放することはできません。整備内容については、市が地元住民を含めた関係各所と調整のうえ、決定してまいります。

- ✓ 説明会配布資料 P. 52 において、現在の市民開放スペース（Ⅱ期用地の西側半分）は無くなってしまふのか。

（回答） 工事期間中は、現在の市民開放スペースを含むⅡ期用地は、排水処理プラント、仮設駐車場等として使用しますので、平成 29 年 12 月頃より仮囲いを設置して閉鎖し、利用できなくなります。

なお、工事完成後（平成 35 年 5 月）のⅡ期用地の利用用途は、現時点では決まっておりません。Ⅱ期用地の利用用途については、上部利用施設と同様に、今後、市が関係各所と調整のうえ、検討してまいります。

- ✓ 説明会配布資料 P. 52 において、Ⅱ期用地に移設する駐車場について、Ⅱ期用地以外の場所に設けることはできないのか。
- ✓ Ⅱ期用地に移設する駐車場等について、説明会配布資料 P. 52 の面積が必要なのか。
- ✓ Ⅱ期用地の西側は、道路を挟んで住居があり、工事期間中においても 20m 幅の緩衝帯を確保してほしい。

(回答) Ⅱ期用地以外にスペースがないため、Ⅱ期用地以外の場所に仮設駐車場を設けることは困難です。

※Ⅱ期用地に移設する本市建設局の駐車台数や資材置場の面積等を精査した結果、仮設駐車場の西側に幅約 15m (延長約 70m) の緩衝帯を確保することが可能です。

【4. 施工全般について】

- ✓ 説明会配布資料 P. 29 において、作業日時について、原則という言い方ではなく平日の 9 時から 17 時までを必ず守ってほしい。

(回答) 作業日時は平日の 9 時から 17 時までを守ります。ただし、緊急時の対応や警察との協議により夜間や祝祭日に作業せざるを得ない状況となる可能性があるため、その意味で「基本的に・・・」「原則・・・」との文言を付加しております。

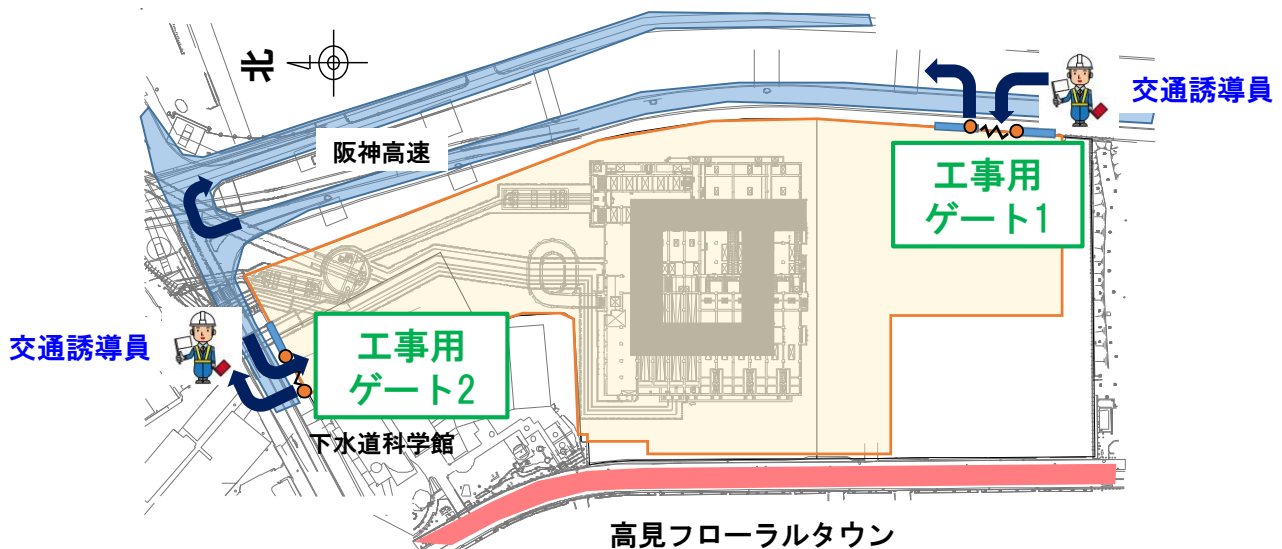
なお、シールド工事については、防音ハウスの中で 24 時間の作業を行います。トラックでの資材搬入などは昼間に行い、夜間は防音ハウス内のみで作業いたします。

- ✓ 説明会配布資料 P. 40 において、遮音シートの設置は、高層階にも効果があるのか。

(回答) 遮音シートの設置以外にも低騒音・低振動型の重機を使用 ((説明会配布資料 P. 41 参照) し、また敷地境界における騒音を基準値内に収める (説明会配布資料 P. 45 参照) ことにより、高層階への騒音を低減できると考えておりますが、高層階への騒音が発生した場合には、現場事務所にご連絡ください。

- ✓ 説明会配布資料 P. 38 において、北側の工事用ゲート 2 を使用しないで工事を行うことはできないのか。

(回答) 水処理施設本体北側の導水渠、排流渠等(説明会配布資料 P. 25 参照)の施工のためには、東側の工事用ゲート 1 を使用しての施工は不可能であり、北側の工事用ゲート 2 が不可欠です。工事用ゲート 1 を使用して施工可能な工事については、できる限り工事用ゲート 2 は使用しないよう配慮いたします。



参考図 工事エリアへの車両進入路(計画)

【5. その他】

- ✓ 工事の進捗を確認したい場合、どこに問い合わせたらよいか。
- ✓ ホームページに質問を送信できるようにしてほしい。

(回答) 工事現場に事業者である海老江ウォーターリンク(株)の現場事務所を設けますので、お問合せは現場事務所をお願いします。連絡先等は後日配布させていただく工事内容の案内ビラの中でお知らせします。

※ホームページに関しては、今後皆様からの質問の受け付けが可能なホームページを開設する予定です。